

研修協議書

株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド（以下「甲」という。）と輔仁大學學校財團法人輔仁大學（以下「乙」という。）は学生研修受け入れについて、次のとおり合意したので、本協議書を締結する。

第1条（契約期間）

本契約期間は、2024年4月1日から2030年12月31日までとする。
毎年の実習期間、甲と乙の実施部門が話し合った後、別途でこれを定める。

第2条（実習場所）

実習生の実習場所は、日本各地のプリンスホテルとする。

第3条（甲の義務）

- 甲は、学生に対して、実習を実施するにあたり、本実習に適した就業環境を提供し、心身の健康へ危害を及ぼすあらゆる条件を防止して、定めた実習計画に同意し、必要な指導と訓練、助言を円滑に実施するために、専任人員を配置して、適切な「実務知識」を習得させるものとする。また、学生に対して、本実習に於いて違法な就業をさせてはならない。
- 甲は、本実習に適した査証の取得を支援するものとする。
- 甲は、空港または駅から実習場所への送迎の責任を持つ。
- 甲は、実習期間における制服、住居の費用を負担するものとする。
- 甲は、学生の実習状況を評定し、乙に対して、学生の実習成績を報告し、実習期間満了時に「インターンシップ修了証書」を発行するものとする。
- 甲は、学生に対して、月毎に実習給与を支払うものとする。基本時間給は1,150円で算出するものとする。（毎年各都道府県における労働者の最低賃金に準じた報酬を支払い）深夜にかかる手当は基本時間給の25%割増とする。深夜は午後10時から翌朝5時までを指すものとする。
- 甲は、実習期間中、学生の日本の法律への違法行為、就業規則への違反行為、重大な過失行為及び指導訓練への不服等、実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習終了の2週間前までに、乙に対して、書面、またはメールで通知し、乙が該当事実を確認した後に、本契約を解除することができる。また、甲は、学生が勤務態度に問題があった場合には、甲は乙に連絡し、乙の指導を経た後も、学生の改善が確認できない場合には、甲は本契約を解除することができる。その場合、学生は自ら帰国費用を負担するものとする。

第4条（乙の義務）

- 乙は、学生に対し、本実習の実施に関する説明会を行うものとする。
- 乙は、本実習期間中、監督教員一名を指名して、実習現場へ考察し、実習状況の確認を行うとともに、学生の学外実習の指導、助言、交渉、連絡および評定を行うものとする。
- 乙が指名した監督教員は、本実習期間中、甲の実習担当責任者と相互に連携、協力し、学生の就業実習を指導、助言するものとする。
- 甲と乙の双方は、本実習における各事務の調整、検討を適宜行い、実習成果をより高めるために努力して取り組むものとする。
- 乙は、実習生が実習期間中に甲又は第三者に損害を与えた場合、甲又は第三者の被った損害の全てを直ちに賠償し、甲に何ら迷惑を及ぼさない。

第5条（学生の義務）

- 実習期間中、日本国の法律、甲の就業規則を遵守して、甲による訓練、指導に誠実に従い、学習に励み、甲の財産などを汚さぬよう行動するものとする。学生が以上の義務に違反した場合には、乙は甲からの書面またはメールでの通知を受けた後に、違反の内容に基づき指導、助言または対処を行うものとする。
- 一日の所定労働時間は8時間（実働時間8時間）を原則とし、一週間の内5日間を実習就業日とする。
- 本実習期間中、自らの医療費及び保険料を負担し、並びに20.42%の所得税を自己負担とする。
- 食費は自己負担とする。
- 日本との往復航空券の費用を自ら負担するものとする。
- 本実習期間中、個人的事情により、実習契約期間の途中で終了しなければならない場合には、遅くとも実習終了日の二週間前までに、書面またはメールにて甲と乙に報告し、承諾を得るものとする。

第6条（不可抗力）

天変地異その他の不可抗力により、甲又は乙のいずれかが本契約の債務を履行できない状態となった場合、当該当事者は、当該不履行に基づく責任を一切負わない。

第7条（有効期間）

本覚書の有効期間は、2024年4月1日から2030年12月31日までとする。

第8条（秘密保持）

- 甲及び乙は、本契約の有効期間中はもとより終了後といえども、相手方から開示された又は本契約の遂行過程で取得した相手方の固有の技術上、営業上その他業務上の情報（個人情報を含む。）を秘密として扱わなければならず、相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約を履行する目的以外に使用し、又は第三者に漏洩・開示してはならない。
- 前項の秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されない。
 - 開示を受け又は取得したとき以前に公知となっている情報
 - 開示を受け又は取得した時点において、既に自己が所有していた情報
 - 開示を受け又は取得した後に、開示を受けた当事者の契約違反、不作為懈怠又は過失等によらずに公知となった情報
 - 何らの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得し又は開示された情報
- 前2項の定めにかかわらず、本契約に基づく秘密情報につき、法令や官公庁の指示・命令等により開示が要請されたときに当該要請に応じて提供・開示する場合、自社の親会社（当該親会社のグループ会社を含む。）及び税理士、弁護士、その他の法律上の守秘義務を負う専門家に対して開示する必要がある場合には、これを開示することができる。

第9条（遵守事項等）

- 実習生は、次に定める事項を遵守するものとして、乙は実習生に対し、その旨を徹底させなければならない。
 - 甲が選任した実習指導官の指示に従うこと
 - 前条に定める秘密保持を遵守すること
 - 正当な理由がある場合を除き、欠席しないこと
 - やむを得ず欠席する場合には、事前に甲に申し出ること
- 前項の規定に反する行為があると甲が認めた場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、甲は、直ちに当該実習生の実習を中止することができる。

第10条（中途解約）

本覚書有効期間中といえども、甲及び乙は、1か月前までに相手方に書面で通知することにより、本覚書を解約することができる。

年 月 日

第11条（解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に対する催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
 - ① 本契約の各条項に違反したとき
 - ② 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はその他整理手続（任意整理も含む）開始の申立をなし又はなされたとき
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売又は強制執行等の申立を受けたとき
 - ④ 第三者に振り出し、裏書し又は引き受けた手形又は小切手の不渡処分、手形交換所取引停止処分又は支払停止処分を受けたとき
 - ⑤ 租税公課の滞納督促を受けたとき
 - ⑥ 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡があったとき
 - ⑦ 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
 - ⑧ 転廃業したとき
 - ⑨ 資産状態が極度に悪化し又はその虞があると合理的に認められたとき
 - ⑩ 相手方又はその従業員・役員・関係者等の逮捕等により、その法令等違反行為が明らかとなったとき
 - ⑪ 相手方の信用を傷つける等の不信行為があったとき
 - ⑫ その他本契約を維持し難いと認める事由が生じたとき
- 2 甲又は乙が前項各号の一に該当するときは、相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失する。

第12条（反社会的勢力に関する表明・保証）

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準じる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、自己の役員（取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと、反社会的勢力に自己の名義を利用させる者ではないことを表明し、保証する。
- 2 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができる。
- 3 前項の定めにより、本契約を解除したときは、甲又は乙は、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することを要せず、解除した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償しなければならない。

第13条（変更）

甲及び乙は、双方合意の上書面により締結しない限り、本覚書の内容を変更することができない。

第14条（協議事項）

本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙双方誠意を持って協議の上、これを解決する。

第15条（合意管轄）

甲及び乙は、本覚書に関して甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

甲 東京都豊島区南池袋1-16-15
株式会社西武・プリンスホテルズワールド
ヒューマンキャピタル部長 大森 嘉



大森 嘉

乙 242 台湾 新北市新莊區中正路510號
輔仁大學學校財團法人輔仁大學
校長 藍易振

